

個人情報保護委員会 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名		追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野													
34	B	地方に対する規制緩和	11.その他	水道使用情報、水道事業者から他の行政機関への提供	水道事業者が、水道の使用に関する情報を他の行政機関に提供可能であることを求める。	「空き家の発生を抑制するための特例措置」に限らず、行政機関が社会インフラの使用情報を把握可能とすることで、様々な住民の申請書類が省略できることとなり、住民の申請に要する負担を減らすことが可能となる。また、行政機関も自ら情報を得ることができ、確実かつ効率的な事務処理に繋がる。	水道法第二十四条の二、空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)	個人情報保護委員会、厚生労働省	館林市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、碓氷村、東吾妻町、片品村、壬村町、明和町、大泉町、邑楽町					水道法第24条の2に規定する情報提供については、その方法や形式等は水道の需要者に対して、入手しやすい方法や理解しやすい形式を工夫し行うものであり、地域の実情にあった方法で、水道の需要者へ情報を提供していきたい。また、地方公共団体における個人情報の取扱いについては、地域の特性に応じ、それぞれの団体が定める個人情報保護条例によって規定されている。そのため、当該団体に御相談いただきたい。なお令和5年4月1日からは地方公共団体における個人情報の取扱いの根拠は、各団体の個人情報保護条例から全国的な共通ルールである個人情報保護法に一元化されることとなる。個人情報保護法上、公益企業管理者を含む地方公共団体(一部事務組合を含む。)の機関においては、利用目的の範囲内であれば、個人情報を利用または提供することが可能である。また、利用目的以外の目的のためであっても、法令に基づく場合や本人の同意がある場合等に個人情報を利用または提供することが可能である。	水道使用情報の提供が必要となるケースについては、当市が提案において例として記載した「空き家の発生を抑制するための特例措置」のように、「本人が希望し、更に同意を得た上で利用目的の範囲内において個人情報を利用又は提供すること」が「ほとんどである」と想定される。また、当市を含むほとんどの地方公共団体の個人情報保護条例においては「個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならないが、本人の同意があるとき又は本人に提供するときはこの限りではない」と規定されているものと思料する。したがって、水道事業者から他の行政機関への水道使用情報の提供について、第1次回答でお示しいたような条件を満たす場合は、一般的に、個人情報保護の観点からも提供して差し支えない旨を、地方公共団体に通知等により周知していただきたい。
37	B	地方に対する規制緩和	11.その他	施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第353条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことを明確化	【支障事例】市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第353条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。しかしながら、施工業者から納税義務者へ図面等が数種類しか渡っていないことも少なくないため、施工業者に対しても、地方税法第353条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているものの、地方税法と個人情報保護法の規定との兼ね合いが不明確であることから、施工業者が当市へ提出しやすいものなのか、判断に時間を要することが多々あり、施工業者及び当市ともに苦慮している。 【制度改正の必要性】納税義務者、施工業者及び当市との調整に多大な時間を要するほか、個人情報の取り扱いに関する同意書等の作成等に手間が生じているところであり、当市においては、家屋に係る固定資産評価年間400件程度のうち、十分な図面が揃っていないため施工業者に図面の提出を求めた事例が50件程度ある。納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化を図る必要があるところであり、支障事例の解消を早急に実施すべきと考える。また、図面の提供方法については、本件支障が生じていることも影響して、ほぼ全件において、紙媒体の複写をもって実施されているところであることから、本件支障の解消を促進することによって、PDFデータの提供等の電子的な手段等を用いること、いわゆるデジタル化を促進することも必要であると考えられる。	納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化のために固定資産評価を行うところから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第353条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。また、PDFデータ等の電子的な手段を用いられることが期待されることから、地方税の分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。	地方税法第353条、個人情報保護に関する法律第27条	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	北広島市	別添資料あり	室蘭市、網走市、留萌市、赤平市、深川市、伊達市、森町、宮城県、水戸市、入間市、桶川市、八王子市、相模原市、石川県、福井市、豊橋市、常滑市、城陽市、高槻市、鳥取県、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市			○当提案については、地方税法第353条の規定により、個人情報の保護に関する法第18条第3項第1号の「法令に基づく場合」として個人情報保護の適用から除外されるものと理解するが、提案内容から現実には市町村の事務の遂行に支障があり、何らかの見解等を文書で出すことによりそれが改善されるのであれば、検討いただきたい。 ○当市においても、家屋調査及び評価点付に当たり、図面・見積書の提出を拒まれるケースが散見される。現地調査を縮小し、図面評価にシフトしているコロナ禍の調査においては、家屋図面等の資料の提出なしに正しく評価を行うことが、非常に困難となっている。特に、中～大規模非木造家屋の評価において、資料量を把握して評価計算を行うためには、竣工図・見積書の提出が必要であるため、これを促すためにも個人情報保護法に抵触しない旨の後ろ盾を講じていただければ、説得しやすい環境になると考える。 ○住宅等の施工業者から紙媒体による図面の交付もしくは提供を拒まれる事案がある。図面に地番、所有者の記載がある場合に個人情報保護法で守られるデータとなるのか基準は必要である。 ○納税義務者より資料を取得することを原則としているが、接触ができない事例もあり施工業者より取得できれば事務負担の軽減につながる。 ○市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第353条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。しかしながら、所有者から図面等の書類を入手する事が困難なケースにおいては、施工業者に対しても本条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているが、任意の協力規定のため施工業者によっては個人情報保護の観点から図面等の提出を断るケースがある。	市町村の微税更員等が、地方税法第20条の11又は第353条第1項の規定に基づき、協力を要請し、又は質問し若しくは帳簿書類その他の物件の提出等を要請してきた場合に、個人情報取扱事業者が、これに応じて、納税義務者等の個人データを市町村に提供することは、個人情報保護法第27条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当する。このため、個人情報取扱事業者は、納税義務者等の個人データを市町村に提供するにあたり、納税義務者等より資料を取得することを原則としているが、接触ができない事例もあり施工業者より取得できれば事務負担の軽減につながる。また、利用目的以外の目的のためであっても、法令に基づく場合や本人の同意がある場合等に個人情報を利用または提供することが可能である。

個人情報保護委員会 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 利用目的の範囲内として通常提供できるものなのか、利用目的外ではあるものならんかの個別法により、「空き家の発生を抑制するための特例措置」と同様使用可能であるのか、本人不在の空き家の所有者でも何らかの形で本人の同意をとったものとみなせるのか、今回の改正により対応可能な範囲について十分な回答を示された。</p>		地方公共団体における個人情報の取扱いについては関係府省庁と内容を確認の上、第1次回答でお示した内容について、周知を検討させていただきたい。	5【個人情報保護委員会(3)】【厚生労働省(43)】 個人情報の保護に関する法律(平15法57) 水道事業者(水道法(昭32法177)3条5項)が保有する水道の使用情報については、一定の条件を満たす場合に内部利用又は他の行政機関等への提供が可能であることを明確化し、水道事業者及び都道府県に令和4年度中に通知する。	通知	令和5年3月16日	水道の使用情報の提供等に関する個人情報の取扱いについて、一定の条件を満たす場合に内部利用又は他の行政機関等への提供が可能であることを水道事業者及び都道府県へ通知した(「水道の使用情報の提供等に関する個人情報の取扱いについて」(令和5年3月16日付け厚生労働省医薬・生活衛生局水道課事務連絡))。	
	<p>【全国市長会】 提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。</p>		今後、関係省庁において、周知を図ることを検討する。	5【個人情報保護委員会(2)】【総務省(13)】【国土交通省(8)】 地方税法(昭25法226)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57) 事業者等への協力要請(地方税法20条の11)又は固定資産税に関する調査に係る質問検査権(同法353条1項)に基づき、徴税定員等が施工業者などの個人情報取扱事業者等に納税義務者等の家屋の図面などの個人データ(個人情報の保護に関する法律16条3項)の提供を求めた場合の当該情報の提供については、個人情報の保護に関する法律27条1項1号に定める「法令に基づく場合」に該当することを明確化し、施工業者に令和5年中に文書で周知する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>Q&amp;Aの更新による明確化</li> <li>文書による周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Q&amp;Aについては令和5年3月31日更新、同年4月1日から適用</li> <li>周知については令和5年4月5日実施済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&amp;A(令和5年3月31日更新、同年4月1日適用)</li> <li>「固定資産税等の質問検査権への対応等について」(令和5年4月5日付け国土交通省住宅局住宅生産課、国土交通省不動産・建設経済局建設業課事務連絡)</li> </ul>	